資料6

議題６　目的外使用許可における申請者と許可者について（知多市提出）

市名	回答					
	(1)手続きを書面で行っているか	(2)【行っている場合】どの項目に当てはまるか	③その他 具体的に記載	(3)【行っている場合】申請者と許可者	③その他 具体的に記載	考え方
名古屋市	行っていない	③ その他	使用承認というかたちで行っている。公有財産を使用したい局区室の長等が公有財産使用承認申出書を公有財産を管理している局区室の長に提出し、それに基づいて使用承認をするという流れ。	③ その他	申請者は局区室の長、承認者も局区室の長	局が事業に要するための公有財産は局長が管理することになっているため。
豊橋市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可		③ その他	申請者も許可者も市長	行政財産の目的外使用関係の性質は私法上の契約関係ではなく、使用許可という行政処分にあたるため、申請者及び許可者ともに市長名で問題ないと考えている。
岡崎市	行っている	② 目的外使用許可申請以外の書面による許可		② 申請者は課長、許可者も課長		管理者は市長であるため、市長部局の課どうしの使用については、課長名で使用を承認している。
一宮市	行っていない					
瀬戸市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可			申請者：担当課　課長 許可者：市長	契約締結における双方代理はできないため、申請者と許可者を上記のとおりとしている。
半田市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可		③ その他	申請者は課長、許可者は市長	半田市財務規則に、行政財産目的外使用の許可について定めているが、申請書様式のみ掲載している。申請先は市長または教育長としていて、許可は市長または教育長が行うものであるが、申請は必要な部課から提出されるものという認識です。
春日井市	行っている	③ その他	市長部局と教育委員会や公営企業等の市長部局以外の部署との間での申請・許可の場合、目的外使用許可申請及び使用許可の手続きを書面で行っています。 ※(例)教育委員会は「春日井市教育長」、水道事業会計は「春日井市水道事業　春日井市長」名で行っている	③ その他	市長部局の所管課同士での目的外使用許可申請及び使用許可は行っていません。	市長部局同士での申請及び許可の手続きは双方市長名となるため、目的外使用申請・許可ではなく、使用する所属長名の使用承認依頼書を使用先の所管課長宛てに提出し、使用承認を受けています。
豊川市	行っている	② 目的外使用許可申請以外の書面による許可	行政財産の使用承認	② 申請者は課長、許可者も課長		各課等の間で使用を認めているため
津島市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可		③ その他	申請者は課長、許可者は市長	申請者と許可者が同一になることを形式上避けるため
碧南市	行っていない					
刈谷市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可		③ その他	申請者、許可者ともに市長	目的外使用の許可については、長の権限であり、かつ、行政処分であると考え、本市の財産管理規則により、申請の相手方及び許可決定者は「刈谷市長」としております。一方、許可の申請に当たっては、文書管理規程により「文書の発信者は市長名を用いる」とされていることから、「刈谷市長」とし、事務の便宜上、申請部局名を併記しています。
豊田市	行っていない					

資料6

議題６　目的外使用許可における申請者と許可者について（知多市提出）

市名	回答					
	(1)手続きを書面で行っているか	(2)【行っている場合】どの項目に当てはまるか	③その他 具体的に記載	(3)【行っている場合】 申請者と許可者	③その他 具体的に記載	考え方
安　城　市	行っていない					
西　尾　市	行っていない					
蒲　郡　市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可		③ その他	申請者は課長、許可者は市長	
犬　山　市	行っている	② 目的外使用許可申請以外の書面による許可	総務課所管の本庁舎においては、土木管理課が街路灯及び街路灯共架用ポールを設置しているが、庁舎使用許可申請書の提出により許可している。	② 申請者は課長、許可者も課長		
常　滑　市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可		② 申請者は課長、許可者も課長	③ その他（申請者は課長、許可者は市長）	② ・目的外使用許可については、使用の用途、規模、内容によって書面でのやり取り又は口頭でのやり取りの両方で対応している。申請者については、所属長名で許可することがほとんどである。（消防庶務課） ③（申請者は課長、許可者は市長） ・ある事業のため、行政財産の目的外使用を希望するのは当該事業の主管課であることから、申請者は所属長（課長）であると考える。許可申請書のあて名が市長となっているため、許可者は市長としている。（こども保育課） ・慣例的に申請者を課長、許可者を市長としているが、契約と異なり利益相反になることが考えにくいため、双方市長名でも問題ないと考えている。（都市計画課） ・事業の主管課が使用を希望するため、申請者は所属長としている。また、申請書は市長宛で作成するため許可者は市長としている。（子育て支援課） ・申請者は市長でも課長でもどちらでも構わないが、許可権者は市長であるので申請者が誰であっても許可者は市長であると考える。申請者が市長である場合でも担当課及び担当者は明記してもらう。（経済振興課） ・各課の代表から申請をしてもらって、下水道事業代表の市長が許可をする（下水道課）
江　南　市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可		③ その他	申請者は課長、許可者は市長	公有財産規則で許可の申請及び許可について、次の通り規定されているため、許可者は市長となり、申請者を担当課長としている。 ・目的外使用をしようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。 ・目的外使用の許可をしようとするときは、決裁権者の決裁を得なければならない。 また、公営企業と公共団体の長は双方代理の禁止規定は適用されない。（公営企業実務提要より）
小　牧　市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可		③ その他	申請者は市長、許可者も市長	
稲　沢　市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可		① 申請者は市長、許可者は副市長		

資料6

議題６　目的外使用許可における申請者と許可者について（知多市提出）

市名	回答					
	（1）手続きを書面で行っているか	（2）【行っている場合】どの項目に当てはまるか	③その他 具体的に記載	（3）【行っている場合】申請者と許可者	③その他 具体的に記載	考え方
新　城　市	行っている	② 目的外使用許可申請以外の書面による許可		② 申請者は課長、許可者も課長		市の事業であれば、所管部署以外の使用でも市としての目的の範囲内であり、目的外使用に当たらない。
東　海　市	行っている	③ その他	⑴同一財産管理者の場合は行政財産の目的外使用承認（書面申請） ⑵教育財産、企業会計財産は行政財産の目的外使用許可（書面申請）	③ その他	⑴申請者・許可者ともに所管課の所属部長名 ⑵申請者・許可者ともに市長名（教育委員会は申請者は教育長）	是正を検討します。
大　府　市	行っている	③ その他	長期にわたって使用する場合は、他部署の場合は依頼文書をもらっていいる。公営企業については、行政財産目的外使用許可にて対応している。	③ その他	依頼文書の場合は、課長名で行っているが、行政財産目的外使用許可の場合は、市長名で行っている。	公営企業については、財産管理も別扱いをしているため、教育委員会については、設置者が市長になっているため部局内と同様な取扱いとしている。
知　多　市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可		③ その他	申請者も許可者も市長	どのような考えによって申請者・許可者を市長としたかわからないため、見直したい。
知　立　市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可		③ その他	申請者も許可者も市長	それぞれの施設管理者である市長が申請及び許可を行うのであり特に支障ないと考えます。
尾張旭市	行っていない					
高　浜　市	行っていない					
岩　倉　市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可		③ その他	申請者　市長 許可者　市長	これまで貴市と同様の取り扱いをしていたため、今後整理していきたいと考えております。
豊　明　市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可		② 申請者は課長、許可者も課長		
日　進　市	行っている	② 目的外使用許可申請以外の書面による許可		③ その他	各申請により異なる（許可者が市長、教育長、施設長であったり、申請者も各課の場合や、市長名の場合がある）。	申請者、許可者ともに市長名で行っている申請がある。 また、双方代理の契約について、副市長に事務を委任するといった規則等もない。
田　原　市	行っていない					
愛　西　市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可		③ その他	申請者は課長。許可者は市長及び教育長（教育財産の場合）	
清　須　市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可	―	③ その他	申請者・許可者共に市長名（例申請者：下水道事業 清須市長 永田純夫、許可者：清須市長 永田純夫）	民法108条における双方代理規定は、当事者間の利益が相反する場合に適用されると考える。
北名古屋市	行っていない					

資料6

議題６　目的外使用許可における申請者と許可者について（知多市提出）

市名	回答					
	(1)手続きを書面で行っているか	(2)【行っている場合】どの項目に当てはまるか	③その他 具体的に記載	(3)【行っている場合】 申請者と許可者	③その他 具体的に記載	考え方
弥　富　市	行っている	② 目的外使用許可申請以外の書面による許可		② 申請者は課長、許可者も課長		
み よ し 市	行っている	① 目的外使用許可申請による許可		③ その他	申請者は市長、許可者は下水道管理者としての市長	許可者の市長は下水道管理者としての市長として考えており、申請者の市長とは別と考えている
あ　ま　市	行っていない					
長 久 手 市	行っている	③ その他	本市では、地方自治法の規定による行政財産目的外使用は、おそらくないと思われる。このような場合には、市規則の規定による「庁内使用許可」の手続を書面で行っている。また、公園の使用許可のように他の法令や条例などの規定による場合は、当該規定による手続を書面で行っている。	③ その他	「庁内使用許可」による場合は、申請者は課長、許可者は市長としている。地方自治法以外の法令や条例などの規定による使用許可は、申請者及び許可者の両方を市長としている。	契約ではなく、行政処分として許可している。ただし、行政処分としても、双方が同じ市長としているのは、あまりよくないもので課題と考えている。